

訂正（紀要第54号）

紀要54号掲載の報告論文（大石千歳（2019）『何を「児童虐待」とみなすのか？：冤罪という観点から児童虐待への認識の歴史の変遷や文化差および医学的診断の問題点について考える』について、2019年8月に引用文献（西本博・藤原一枝（2018）『赤ちゃんが頭を打った、どうしよう!? 虐待を疑われないために知っておきたいこと（岩崎書店）』の著者（藤原一枝氏）からご連絡を頂きました。報告論文では、当該文献を引用し101ページ2～5行目に「家庭裁判所に不服申し立てをすることができることにはなっているが、裁判所が不服申し立てを認めることは極めて少なく、半年程度の期間と多額の弁護士費用がかかることになる。その間子どもは返ってこない。」と記述しました。しかし、行政不服審査法に基づく「審査請求」としての不服申し立て先は児童相談所を設置する自治体の長であるとして、先述の書籍の訂正版をご送付いただきました。よって、報告論文101ページの当該箇所を「児童相談所を設置している自治体の長に、行政不服審査法に基づく「審査請求」の申し立てをすることができるが、審理には相当な時間がかかり、その間子どもは返ってこない。」とします。

(非売品)

藤村 東京女子体育大学 紀要 第55号
学園 東京女子体育短期大学

2020年3月11日 印刷
2020年3月20日 発行

発行者 代表 浅見 美弥子
発行所 東京女子体育大学
東京女子体育短期大学

〒186-8668

東京都国立市富士見台4丁目30番地の1

電話 042(572)4131

印刷所 清正堂加藤株式会社
